

資料紹介

犬山市教育委員会による外部校長任用の試み

中嶋 哲彦

1 犬山市の教育改革

2 外部校長任用

3 資料解題

資料1 外部からの校長任用に関する考え方

資料2 記者会見要項

資料3 県教育委員会の見解

資料4 愛知県教育委員会の判断に関する犬山市教育委員会の見解

資料5 外部校長任用拒否の問題点

資料6 学びの学校づくりを目指す犬山プラン

としては次のものがある。

人事権の確保

- ・教務主任・校務主任の市教委任命権の実質化
- ・県費負担教職員の定期人事異動における市教委内申権の実質化

授業改善関係

- ・外部校長の任用（実現に至らず）
- ・小人数授業実施のための市独自予算による非常勤講師の任用（2001年度、14名）
- ・TT本格実施のための市独自予算による非常勤講師の任用（2001年度、14名）
- ・市独自予算による指導主事の任用（2001年度、2名）
- ・市独自予算による教育指導監（非常勤）の任用（2001年度、1名）
- ・市独自予算による部活動指導員（非常勤）の任用（2001年度、20名）
- ・校内研修の充実と、学校訪問の簡素化

上記の諸施策を含む教育改革プランは、「検討

1 犬山市の教育改革

犬山市教育委員会は現在、瀬見井久教育長のリーダーシップの下で、「学びの学校づくり」をスローガンに独自の教育改革を進めている。これは2002年4月の新学習指導要領実施を見据えて、同市の子どもに確実な学力を保証するためには市独自の教育改革が必要であるとの認識に立って、国の地方分権改革の下で可能となった施策を積極的に実施していくとするものである。また、地方自治の担い手としての自覚を深めるなかで、教育行政における従来の県－市町村の関係への疑問から地方教育行政の在るべき姿の模索がなされている。この改革の取組は教職員組合や父母・住民の教育運動に基礎を置くものではなく、あくまでも同市教育委員会主導で進められているものであるが、これまで愛知県教育委員会が設定した枠組みから歩み出ることがほとんどなかった愛知県の教育界にとっては特筆すべき施策を次々に打ち出している。2001年度実施に向けて取り組まれた主な施策

試案・学びの学校づくりを目指す犬山プラン」（資料6）にまとめられている。同プランは「子どもたちの様々な生活場面がそれより充実したものになるよう努力するとともに、子どもたちが『学び』を通じて生の喜びを感じられるようにすることは、我々おとなが総掛かりで取り組むべき課題である。」との観点から、また「どの子も『わかりたい』『できるようになりたい』と思っていることなどを銘記し、その学習要求の充足に徹すべき」ことを確認しつつ、教科教育と「総合的な学習」を独自の視点から統合的に構想しようとするものである。つまり、同プランは授業改革に焦点を絞り、同市立小中学校の学校経営案作成の基本方向を示したものであると言えよう。犬山市教育委員会は各学校に対して、それぞれの事情に応じて同プランを具体化すべく2001年度学校経営計画を作成することとともに、「このプランをより充実したものにすべく、学校・保護者・地域の皆さんや児童生徒の皆さんが、ご提案・ご意見をお寄せくださることを切望する。」として今後の方向を示している。

筆者も2000年10月より同市教育委員に就任しこれら一連の取組みにかかわってきたが、地方教育委員会が一度主体的に行動しようとするとそれを阻害する法令・制度運用・意識が存在することを痛感せざるをえない。また、ここには教育行政学または教育法学が取り組むべき多くの課題が提起されている。ここでは、外部校長任用をめぐって犬山市教育委員会と愛知県教育委員会の間で論じられた論点を明らかにするために、一般には入手困難な原資料を整理しておく。

2 外部校長任用

東京都と広島県は企業の経営・管理者を公立学校の校長として任用したが、これらは中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」（1998年）の提言（下記）を受け、学校教育法施行規則第9条の2において、同第8条に定める校長の資格を有する者と同等の資質を有すると認められる者を校長として任命または採用できることとさ

れたのを受けてなされたものと言えよう。文部省（当時）は第9条の2による任用緩和について「学校において、幼児児童生徒の実態や地域の事情に応じた個性や特色ある教育活動を展開するため、学校の運営上特に必要がある場合に、学校の管理運営についての権限と責任を有する校長について、その職務にかんがみ特にその資格要件を緩和したものである」（文部次官通知「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令について」2000年1月21日文教地第244号）としている。

「（前略）国の果たすべき役割を明確にした上で、例えば、これまで細部にわたって指導等を行っていた文部省の行政の在り方を見直すとともに、国や都道府県の市町村や学校に対する関与を必要最小限度のものとするなど、各地域や学校における主体的かつ積極的な活動を促進する観点から地方教育行政制度の在り方について見直しを行い、新たな国、地方公共団体と学校との連携協力体制の在り方を示すこととした。」

「教育行政においては、学校教育や社会教育における中立性を確保するとともに、住民の自由な発想と多様な価値観を尊重しつつ、生涯学习、文化、スポーツ等の振興を図ることが求められる。このため、（中略）合議によって基本方針や重要事項を決定する教育委員会制度を今後とも維持しつつ、教育行政における地方分権の観点も踏まえ、地方公共団体が責任をもって特色ある教育行政を展開していくことができるよう、教育委員会に関する制度及び運用を見直し、その機能を充実していくことが必要である。（中略）

また、地域住民に密接に関わる身近な行政を担当する教育委員会が住民のニーズに対応した施策を積極的に推進していくためには、教育委員会が住民の意向を的確に把握、反映するよう努めるとともに、教育行政に積極的に地域住民の参画・協力を求めることが必要である。」

東京都と広島県は企業の管理職経験者を校長に任用し、企業の経営・管理の手法を公立学校経営

に導入しようとする意図から出た施策である点でほぼ同質のものと考えてよいであろう。これに対して、犬山市教育委員会が求めた外部校長の任用は、教育学の高い専門性と授業づくりの実践的指導力を有する研究者を「学びの学校づくり」のための授業改革を中核とする学校改革のリーダーとして招こうとするものであり（資料1、2参照），前二者とは質的に異なる意図によるものと評価できよう。

犬山市教育委員会が外部校長任用を愛知県教育委員会に要請したことで、両者の間で市教委が主導的に提起した教育施策をめぐって協議が行われ

たが、このように市町村教委が独自の教育理念を掲げてその教育施策をめぐって県教委と対等に協議することは稀であろう。両者の間で論じられているのは直接には言うまでもなく外部校長任用の可否、県費負担教職員の人事権をめぐる県教委と市教委の関係、市教委の学校管理権であるが、より本質的には教育における地方自治、教育委員会制度の在り方が問われていると言えよう。しかし、そのことが議論の一方の当事者には理解されていないことが、教育の地方自治をめぐる問題状況の深刻さを示している。

犬山市教委と県教委の協議の経緯

月 日	会 場	出 席 者	協 議 の 概 要
2000.10.13	尾 張 教 育 事 務 所	犬山 教育委員長 学校教育課長 県 教職員課主幹 尾張教育事務所次長 尾張教育事務所指導課長	犬山市教委 ・校長の人材確保について口頭で説明。 県教委の質問 ・大学の教授会・理事会の態度はどうか。 ・犬山市には来年度退職予定の校長がいないのではないか。 県教委の見解 ・審査要項・選考基準の作成が必要。 ・日程調整などの段取りが必要。 ・審査委員の選考が必要。 ・候補者の校長在職期間。 ・理由書の提出
2000.11. 2	県 庁 西 庁 舎	犬山 教育委員長 委員長職務代理者 学校教育課長 県 教職員課長 教職員課主幹 義務教育課長 義務教育課長補佐 尾張教育事務所次長 尾張教育事務所指導課長	犬山市教委 ・犬山市の教育施策と外部校長任用の必要性を口頭で説明。 県教委の見解 ・中教審答申での外部校長登用は高等学校を念頭に置いている。 ・犬山市民の納得が必要。 ・授業改善が目的なら、校長以外でも実現可能。 ・犬山市教委の構想をさらに詳しく知りたい。
2000.11.10	県 庁 本 庁 舎	犬山 委員長職務代理者 学校教育課長 県 教職員課長 教職員課主幹 義務教育課長 義務教育課長補佐 尾張教育事務所次長	犬山市教委 ・外部校長任用の必要性を文書で説明（資料1）。 県教委 ・現職校長に力量がないという意味か。 ・公務員である校長の採用に公平性を確保するための手続が必要。 ・任期を設けて採用することは適切ではない。

犬山市教育委員会による外部校長任用の試み

2000.11.22	自治センター 犬山 委員長職務代理者 県 学校教育課長 教職員課長 教職員課主幹 尾張教育事務所次長 尾張教育事務所指導課長	県教委 <ul style="list-style-type: none"> ・校長として任用するのではなく、指導主事として採用してはどうか。 ・採用人事における公平性確保。 ・期限付き任用は不適切。 ・今後の日程：公聴会→県教育長が外部校長任用を決定→選考要項を決定→公募または推薦→選考→任命。 ・教育長の見解を形成するために公聴会を実施したい（県市双方から複数の公述人を選定し、12月中旬までに実施）。 犬山市教委 <ul style="list-style-type: none"> ・授業改革を中心とする学校改革が目的であることから、校長として任用することが必要。 ・任用期間は今回人事の特殊性を効力して柔軟に検討すべき。 ・今後の日程に同意。 ・公聴会の実施に賛同、事前説明会の実施と公聴会の公開を要望。
2000.12. 6	自治センター 犬山 委員長職務代理者 県 学校教育課長 教職員課長 教職員課主幹 義務教育課長 義務教育課長補佐 尾張教育事務所次長	犬山市教委 <ul style="list-style-type: none"> ・約束した日程で進行していない。 県教委 <ul style="list-style-type: none"> ・事務局内部で必要な検討が進んでいない、来週中に教育長らと相談会をもち外部校長任用の妥当性について検討する。 ・公聴会は日程的に実施できない。 ・外部校長任用のための選考会議は年明けになるだろう。 ・学校外からの任用の適否は県が判断する。
2000.12.26	自治センター 犬山 委員長職務代理者 県 学校教育課長 教職員課長 教職員課主幹 尾張教育事務所次長他	県教委 <ul style="list-style-type: none"> ・県教委12月定期会議（12月22日）で「外部校長を任用しない」決定した（資料3）。 犬山市教委 <ul style="list-style-type: none"> ・今回の決定は約束した協議日程とは異なる。 ・県教委が示した「外部校長を任用しない」理由は不適切。 ・教育現場に混乱をもたらさないよう今年度は外部校長の任用を断念するが、来年度以降も引き続き外部校長任用を追求する。

3 資料解題

資料1

2000年11月10日付「外部からの校長任用に関する考え方（県教委への説明資料）」は、愛知県教育委員会の求めに応じて、犬山市教育委員会の外

部校長任用の目的を説明するために作成され、2000年11月10日に両教委の第3回協議の場で提出された文書である。

資料2

2000年11月30日付「記者会見要項」は、犬山市

教育委員会がマスコミ各社に呼びかけて同日行った記者会見のために内部資料として作成された文書である。この文書には資料1の趣旨がより詳細に示されている。

資料3

日付・文書名なし文書（以下「県教委見解」）は、県教委事務局が2000年12月22日の愛知県教育委員会12月定例会議に提出した資料である。県教委事務局によれば、犬山市の外部校長任用の可否はこの日の議題ではなかったが、事務局から進捗状況の説明のためにこの文書を提出したところ、そのまま県教委の正式決定とされたと説明されている。

この文書には、犬山市の外部校長任用を受入れない理由として、「犬山市教委は、『学びの学校づくり』のために、小人数学習やT・T指導など、学習指導法・教育課程論に優れた力を有する研究者を校長に登用しようとしているもので、広範で多様な校務をつかさどる校長の職務を考えたとき、学校経営という視点での登用とは言いがたい。」をあげている。「学校経営という視点での登用」と言えるか否かが判断基準とされているように読めるが、ここに言う「学校経営」概念が検討の対象とされるべきだろう。また、「学校外の人材を登用する基本的な考え方」として、外部校長任用が適切となる可能性がある事例として「新しいタイプの学校の運営」または「特異な課題を抱える学校の運営」をあげているが、外部校長の任用がそのような場合にかぎられるべきものか否か、さらにはそのような場合に外部校長を登用すべきものか否か、議論を要するところである。

資料4

2000年12月26日付「愛知県教育委員会の判断に関する犬山市・犬山市教育委員会の見解一外部校長任用について一」は、同日犬山市民図書館会議室で行った記者会見でマスコミ各社に配られた文書である。この文書では、12月22日の県教委決定の内容は受け入れられず今後も外部校長任用を実

現すべく努力すること、地方教育委員会の自主的な改革努力を受入れようとしない愛知県教育委員会の姿勢こそ改革されなければならないことが指摘されている。

資料5

2000年1月19日付「外部校長任用拒否の問題点」は、犬山市教育委員会が丹葉地方教育事務協議会（江南市・犬山市・岩倉市・扶桑町・大口町・木曽川町の3市3町で構成）の1月定例会議において、「情報交換」として、愛知県教育委員会の外部校長任用拒否の問題点を説明し、さらに犬山市教育委員会の今後の方針を明らかにするために提出された文書である。この会議には愛知県教育委員会尾張事務所の職員も出席しており、同協議会構成員に対する意思表明であるとともに、県教育委員会に対する批判・反論という意味を有している。この文書では、「教育委員会の制度的意義と役割」から説き起こしつつ、「市教委の学校管理権と県費負担教職員の任命権」を整理しつつ、県教委の拒否理由の問題点が逐一指摘されている。

資料6

「検討試案・学びの学校づくりを目指す犬山プラン」は、犬山市教育委員会が教育改革プランを整理し市立小中学校の2001年度学校経営計画の基本的枠組を示すとともに、更なる教育改革に向けて教職員・保護者等の議論に供するために、2001年3月までに作成した文書である。この文書の草稿は2000年秋頃から教育長のリーダーシップの下で教育委員会事務局内部で作成され、2000年冬から2001年3月にかけて教育委員・校長・PTA会長等の意見を聞き、数次にわたって改訂されたものである。ここに収録したバージョンは2001年3月18日の3月定例会議で確認され、基本的骨格が完成したものであるが、本稿入稿以後に新しい事項の追加や細かな字句の訂正等、更に新しいバージョンが作成される可能性がある。

犬山市外部校長任用関係資料一覧

	日付	作成者	文書名	形態
資料1	2000年 11月10日	犬山市教育委員会	外部からの校長任用に関する考え方（県教委への説明資料）	A4版、2頁
資料2	2000年 11月30日	犬山市教育委員会	記者会見要項	A4版、2頁
資料3	日付なし (2000年 12月22日)	署名なし (愛知県教育委員会)	文書名なし（県教委見解）	B5版、1頁
資料4	2000年 12月26日	犬山市 犬山市教育委員会	愛知県教育委員会の判断に関する犬山市教育委員会の見解—外部校長任用について—	A4版、2頁
資料5	2001年 1月19日	犬山市教育委員会	外部校長任用拒否の問題点	A4版、3頁
資料6	平年13年度 (2001年3月)	犬山市教育委員会	検討試案・学びの学校づくりを目指す犬山 プラン	A4版、8頁 (表紙含む)

資料1

20001110

外部からの校長任用に関する考え方

（県教委への説明資料）

犬山市教育委員会

1 犬山市の重要教育施策

子どもたちが学ぶことの意義を実感し、その楽しさを満喫できる学習の実現を目指して、魅力ある授業の創造を学校経営の最重要課題と位置づける。

(1) 子ども自身の「学び」を重視し、基礎学力の定着と向上を図る。そのために、組織的・系統的な授業研究を基礎に、小人数学習の導入やT・Tの本格実施などにより、授業改善を進める。

(2) 上記の課題を実現するために、各学校の運営組織の精選と改善を図る。その際、学校運営組織は学校経営目標の実現に合目的的に設計される必要があるところから、上記授業改善の推進が組織改善の指導原理となる。

(3) 上記の課題を実現するために、教育委員会は授業改善推進を可能とする人的資源を配置するとともに、各学校の施設設備の改善を図

る。

2 学校外から任用する校長の役割と、期待される効果

1の施策を推進するために、小人数学習やT・Tを活用した授業展開に関して学問的・実践的専門性を有する人物を学校外に求め、市内の学校に校長として配置する（以下「外部任用校長」という）。外部任用校長には配置校の授業改善・学校運営改善に務めるとともに、本市他校における授業改善・学校運営改善を指導することが期待される。

- (1) 長年にわたる学問的・実践的授業研究にもとづく教育専門的指導力を有する者を校長（外部任用校長）として配置し、当該校における組織的・系統的な授業改善を指導させる。
- (2) 外部任用校長は、教頭をはじめとする当該校の教職員と協力して授業改善を可能とする学校運営組織の実現を図るものとする。
- (3) 外部任用校長は、授業改善に合目的的な教育条件整備や、父母・地域住民の理解・協力の向上を図るものとする。
- (4) 外部任用校長は、市内各校の校長その他の

教職員を対象とする現職研修などを通じて、市内他校への啓発や授業改善の成果普及を図るものとする。

(5) 外部任用校長が有する全国規模の人的繋がりや教育研究機関との協力関係を活用して、幅広い見地から授業改善・学校運営改善に取り組むことが可能となる。これは外部校長の離任後も、本市学校の共有財産として継承される。

なお、当該校の運営について権限を委ねられるとともに、職務上の責任を負う校長として任用することが必要であり、研修指導者として学外から招いたり、非常勤講師として複数校の授業を担当するという任用形態では、上記の役割を期待することはできない。

3 外部任用校長に求める資質

上述のような役割を果たすためには、下記のよ

うな資質と経験を有することが必要である。

(1) 学習指導法・教育課程論をはじめとする教育学全般に広範な学問的研究力量を有すること。

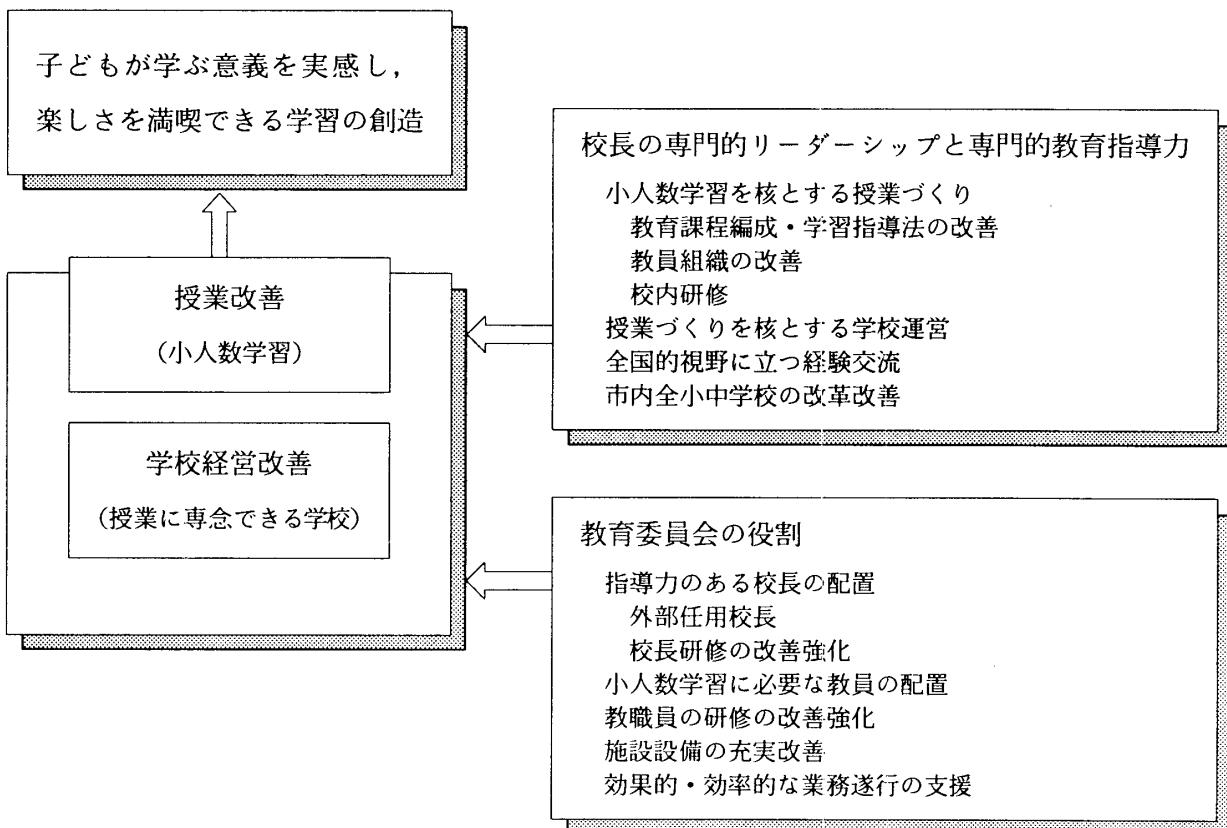
(2)とりわけ、小人数学習の指導について深い学識と、教職員に対する実践的指導力および指導経験を有すること。

(3) 教育現場との連携・協力関係を構築していること。

このような資質・経験を現在の学校管理職員に求めることは難しく、外部に人材を求めるこによって適材を配置することが可能となる。

4 配置校の役割

外部任用校長を配置する学校を本市の研究モデル校に指定し、その成果を本市全14校の授業改善・学校運営改善に生かす。



資料2

2000.11.30

記者会見要項

犬山市教育委員会

1 校長の外部任用について

去る24日の11月定例教育委員会で、「校長の外部任用」について審議し、その実現に向けて内申を含め県教委に働き掛けていくことを全会一致で決定した。

(1) 外部から校長を任用する理由

① 犬山市教育委員会は基礎・基本の定着・向上を目指し、学ぶ意義と喜びを実感できる学習の機会を児童・生徒に保障する「学びの学校づくり」を重要教育施策としている。そのために、教育委員会は人的・物的資源の拡充などの教育条件整備に全力をあげている。

教育委員会が校長に外部から適材を登用して「学びの学校づくり」のための授業改善・学校経営改善の先頭に立っていただく方針を固めたのも、この一環である。犬山市は平成13年度から小人数授業の導入やT・T方式の本格的実施を行うことも決めていいるが、肝心なことはそれらをどのように活用して児童・生徒の学習の充実に生かすかにある。外部から登用する校長には専門的立場からその指導をお願いすることになる。

② このことは、現職の校長・教職員が力不足であるということを意味するのではない。外部から登用する校長を通じて新しい学習にふさわしい教育指導の方法・技術を積極的に取り入れ、現職の校長・教職員のもてる力量をより引き出すことを意図するものである。

地方教育行政をあずかる教育委員会としてはあくまで教育条件整備（適切な人材配置を含む）に徹し、校長・教職員を「学びの学校づくり」の中核的担い手と考え、各

学校の校長・教職員が自主的・自発的な授業改善・学校づくりに立ち上がっててくれるることを期待している。外部から校長を任用しするのは、それを支援する意図から出たものである。

③ 中教審答申では校長への民間人登用が提言されており、それを可能とする法令整備も行われた。犬山市教育委員会は、学校づくりの確固たる方針、外部から登用した校長によるリーダーシップと適切な指導、そして教職員の自発的・積極的協力によって地方からの教育改革を巻き起こすことで、中教審答申に答えていきたいと考える。

(2) 外部から校長を任用する手続について

市町村教育委員会はその設置する学校について包括的な学校管理権を有しており、市町村立学校の管理・運営について意思決定権を有するとともに、教育の地方自治の担い手として住民に責任を負っている。市町村教育委員会がいかなる学校づくりをするか、そのためのどのように人的・物的資源を配置するかについて方針を定め実行することは、学校管理権に基づく権限に属し、その権限の源泉である住民に対する責務である。

現行法の下では、県費負担教職員の任命権は都道府県教育委員会に属し、県費負担教職員の採用のための選考は都道府県教育長に属している。そして、市町村教育委員会は、都道府県教育委員会の任命権行使に先立って、都道府県教育委員会に対して県費負担教職員の任免に関する内申を行う権限を有している。この内申制度は、県費負担教職員の任命に関して、学校管理権と教職員の服務監督権を有する市町村教育委員会の意思を尊重するための制度である。

外部校長の任用についても犬山市教育委員会から愛知県教育委員会に内申することになるが、その時期や形式については今後愛知県教育委員会と協議していくことになるだろう。また、愛知県教育委員会による任命に先立つ

て、犬山市教育委員会が招聘したい人物が校長職にふさわしいか否かについて愛知県教育長が選考を行うと思うが、その方法や時期については愛知県教育委員会が検討中である。

(3) 今後の予定

これまで犬山市教育委員会と愛知県教育委員会の間で任用について協議を重ねてきた。当初は犬山市が外部の人材を校長に登用する狙いについて説明してきたが、これについてはほぼ理解が得られたと判断している。現在は任用までの手続について協議している。

任用手続は愛知県教育委員会および愛知県教育長の権限に属する事項であり、具体的にどのような手続を踏むかについては最終的には愛知県教育委員会および愛知県教育長の判断に委ねざるをえない。犬山市教育委員会の学校づくり計画とそのための外部からの校長登用を支援してくれるものと期待している。

犬山市教育委員会の考え方が認められた場合、校長任用について愛知県教育委員会にその旨を内申することになる。犬山市教育委員会としては丹葉地区教育事務協議会の他の人事とともに内申を行いたいと考えているが、任用に向けての諸手続の進捗状況も考慮に入れなければならないだろう。愛知県教育委員会からは、他の人事と一緒に内申してもよいし、これだけ切り離して内申してもよい旨の指導を得ているので、タイミングなどを考慮に入れてもっとも適切な方法で内申したいと考えている。

資料3

(2000年12月22日、愛知県教育委員会12月定例会議)

日付なし

県教育委員会の見解

犬山市教委の申し入れは、受け入れられないこと。

犬山市教委は、「学びの学校づくり」のために、小人数学習やT・T指導など、学習指導法・教育課程論に優れた力を有する研究者を校長に登用しようとしているもので、広範で多様な校務をつかさどる校長の職務を考えたとき、学校経営という視点での登用とは言いがたい。

「学びの学校づくり」のための方法論・技術論に優れた人材であれば、市の専任講師や非常勤講師に任命し、その方法論・技術論を各学校に指導することが、より効果的と考える。

=学校外の人材を登用する基本的な考え方=

新機軸のもとに学校が運営されることが企図され、そのための人材が現在の校長等任用制度では得ることができないときに、学校外からの登用もあり得るものとし、例示すれば次のような場合が考えられる。

① 新しいタイプの学校の運営

教育改革国民会議で提案された、地域独自のニーズに基づき、地域が運営に参画する新しいタイプのコミュニティ・スクールの設置が可能とされ、人事管理権等が現行制度と同様の場合には、円滑な導入や運営を図るために、必要に応じて地域事情に明るく、社会教育実践の経験が豊かな人材を求める。

あるいは、不登校児童生徒の増加に対し、市町村の枠組みを越えて不登校児童生徒を受入れ、早急な原籍校復帰を目指す学校が設置される場合には、児童生徒が安心して通学できるように、青年前期の心理や不登校児童生徒の指導に専門的な素養をもつ人材を求める。

② 特異な課題を抱える学校の運営

1校に海外帰国児童生徒や外国児童生徒が多数在籍し、その結果、文化・風土、経験の違いから、児童生徒間だけでなく、地域住民間、保護者間でも好ましい人間関係が構築できず、学校運営に多大な影響を及ぼしているとき、これを解決するための人材として、海外生活が豊富で、国際理解・国際感覚が豊かな人材を求める。

資料4

2000年12月26日

愛知県教育委員会の判断に関する
犬山市・犬山市教育委員会の見解

一外部校長任用について一

犬 山 市
犬山市教育委員会

1 犬山市の外部校長任用施策

犬山市教育委員会は、児童生徒が学ぶことの意義を実感しその楽しさを満喫できる学習の実現、すなわち「学びの学校づくり」を目指している。そのため、来年度より市費による小人数学習集団やTT本格実施により教育・学習環境を改善するための条件整備を現在進めつつある。さらに、それにふさわしい学習指導法の実践的研究者を小学校または中学校に校長任用し、教職員の教育力量の向上・意識改革・学校運営改善を図ろうとしている。犬山市教育委員会が学校管理権者の立場から、教職員の任命権を有する愛知県教育委員会に外部校長任用を求めるのはこのためである。

教育改革の基本は、学校および教育委員会自らが変わろうとする姿勢をもち、必要とされる力を獲得するために努力することにある。外部校長の任用は教育改革のために必要であるが現在の学校内部からは得がたい人材を外部に求めることである。これは外部人材の内部化を意味し、学校内部からの教育改革をより効果的に進めることを可能とするものである。

2 愛知県教育委員会の拒否理由

愛知県教育委員会が12月22日に電話で伝えた回答、および同月26日に面談して拒否理由として伝えた事項は、①校長の職を研究者にゆだねることはできない、②犬山市教育委員会の構想は「専任講師・非常勤講師」によっても実現可能である、③外部校長の任用は「新しいタイプの学校」や「特異な課題を抱える学校」のみに限定される、というものであった。このうち実質的な理由は①

のみであるが、非本質的な事柄に拘泥し、犬山市教育委員会が提起した公立義務教育学校の教育改革をいかに進めるかという問題の核心には少しもふれることなく終わっている。

今日求められる教育改革に対して、愛知県教育委員会がいかに取り組んでいくかとしているのか、犬山市教育委員会の教育改革構想と努力をいかに考え、どのように指導・助言・援助していくつもりなのか何一つ語られていない。今後の学校教育の本質にかかる重要事項に対してかかる回答で事足りりとする姿勢こそ問われなければならないだろう。

3 求められている改革は何か

今日、各学校がそれぞれ本来の使命をまとうし、児童生徒・保護者の期待にこたえられるよう、学校と教育行政の在り方そのものの改善が求められている。つまり、公教育制度の根幹をなす公立義務教育学校そのものの改革こそ教育改革の基本課題とされ、学校が自主的・自立的に教育改革に取り組むことが求められている。また、教育委員会を担い手とする地方教育行政に関しても地方分権化を進めること、すなわち各市町村教育委員会には自主性・自立性を発揮してその管理する公立学校の改革に取り組むこと、文部省・都道府県教育委員会にはその取り組みをサポートする役割が期待されている。犬山市教育委員会は、広く国民がそして中教審や教育改革国民会議が求める教育改革はこのようなものであると考え、教育改革に全力で取り組んできた。

外部校長任用施策は、市費による小人数学習集団の実現などとともに、公立学校の教育の質を改善しより充実した学習の機会を児童生徒に保障しようとする、犬山市教育委員会の「学びの学校づくり」構想の一環である。つまり、外部校長任用は犬山市の自主的な教育改革における重要な施策の一つであり、このような地方からの自主的な改革こそ今日求められる教育改革の本道である。

しかしながら、愛知県教育委員会が示した拒否理由には、学校外の人材を公立義務教育学校改革

の方途として活用する道を断つ意思が表明されている。これは地方教育委員会の積極的な教育改革の努力に水を差し、さらに今日求められる教育改革に背を向けるものである。愛知県教育委員会はこのような教育施策について愛知県民全体に対する説明責任を問われることになるだろう。愛知県教育委員会が犬山市教育委員会による外部校長任用の申し出を拒否したことで、改革されるべきは地方教育行政の在り方そのものであり、問われるべきは愛知県教育委員会の教育改革に対する姿勢そのものであることが明確になったのである。

犬山市教育委員会は「学びの学校づくり」構想の実現に向けて今後も外部校長任用を粘り強く求めていくとともに、あらゆる事態に柔軟に対処しつつ学校教育における児童生徒の最善の利益を追求していく決意である。

資料5

2001年1月19日

外部校長任用拒否の問題点

犬山市教育委員会

この間、犬山市教育委員会は本市の小中学校の教育・学習の改善とそれを可能にする学校経営を実現することを目指して、小学校または中学校の校長に学校外の人材を求め、学校を内部から改善することを目指してきた（「外部からの校長任用に関する考え方（県教委への説明資料）」（2000.11.10）参照）。ただ、市町村教育委員会は校長を含む県費負担教職員の任免その他の進退について内申権を有するものの（地方教育行政法同法第38条）、その任命権は県教育委員会に属している（地方教育行政法第37条）。愛知県教育委員会は今回「犬山市教委の申し入れは、受け入れられないこと。」と判断したため、来年度における外部校長任用は断念するのやむなきに至った。

ここでは、愛知県教委の決定の問題点を整理する。

1 教育委員会の制度的意義と役割

教育委員会制度は戦前の中央集権的教育行政制度の批判に立ち、教育の地方自治、教育の住民自治、教育行政の独立性の実現を目指して1948年に創設された（教育委員会法）。地方教育行政の組織および運営に関する法律（1956年）により国および都道府県の権限が法制上または事実上拡大され市町村教育委員会の役割が相対的に縮小したものの、各市町村教育委員会がその地域の教育に責任をもつことを基本とする教育行政制度は維持され、市町村教育委員会の活性化は常に課題とされてきた。また、国および都道府県の役割は指導・助言・援助を基本とし、法令に特別の定めがある場合を除き市町村教育委員会を指揮・監督することは許されていない（文部省設置法第6条第2項）。つまり、市町村教育委員会を通じて各地域の住民がそれぞれの教育を創造し学校を管理することが原則である。このことは、現行法において、教育に関する事務が各地方公共団体の自治事務とされていること（地方自治法第2条）、学校はその設置者（公立小中学校の場合は市町村）が管理すること（学校教育法第5条）、市町村立学校の管理は市町村教育委員会の職務権限に属すること（地方教育行政法第23条）として確認されている。

とりわけ、今次教育改革は国の地方分権改革と相俟って、市町村教育委員会が自主性・自律性をもって各地域で個性的な教育を展開することが期待されている。中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」（1998年）には次のようにうたわれている。

「（前略）国の果たすべき役割を明確にした上で、例えば、これまで細部にわたって指導等を行っていた文部省の行政の在り方を見直すとともに、国や都道府県の市町村や学校に対する関与を必要最小限度のものとするなど、各地域や学校における主体的かつ積極的な活動を促進する観点から地方教育行政制度の在り方について見直しを行い、新たな国、地方公共団体と学校との連携協力体制の在り方を示すこととした。」

「教育行政においては、学校教育や社会教育における中立性を確保するとともに、住民の自由な発想と多様な価値観を尊重しつつ、生涯学習、文化、スポーツ等の振興を図ることが求められる。このため、（中略）合議によって基本方針や重要事項を決定する教育委員会制度を今後とも維持しつつ、教育行政における地方分権の観点も踏まえ、地方公共団体が責任をもって特色ある教育行政を展開していくことができるよう、教育委員会に関する制度及び運用を見直し、その機能を充実していくことが必要である。（中略）

また、地域住民に密接に関わる身近な行政を担当する教育委員会が住民のニーズに対応した施策を積極的に推進していくためには、教育委員会が住民の意向を的確に把握、反映するよう努めるとともに、教育行政に積極的に地域住民の参画・協力を求めることが必要である。」

つまり、市町村立学校の管理者たる市町村教育委員会がより一層地方教育行政の主体としての役割を果たせるよう関係諸制度を整備することを求めているのである。また、同答申は学校の自主性・自律性確立を提言しているが、このことはとりもなおさず学校管理者たる市町村教育委員会の自主性・自律性を確立を求めるものである。市町村教育委員会の自主性・自律性なくしては、学校の自主性・自律性は成立しないからである。

2 市教委の学校管理権と県費負担教職員の任命権

市長村立学校の管理権が市町村教育委員会の職務に属することは上述のとおりであるが、このことは各市町村教育委員会が法令に違反しない範囲において独自の教育施策を立案し実施する権限を有し責任を負っていることを意味する。ところで、学校管理または教育施策の実現において、それを最前線で担う教職員を適切に配置するとともに、研修等を通じてその力量の向上をはかることが重要な意味をもつことは言うまでもない。つまり、

学校管理と教職員の人事は一体のものである。

県費負担教職員の任命権を都道府県教育委員会に委ねた地方教育行政法においても、市町村教育委員会に県費負担教職員の任命等に関する内申権を保障しているのはこのためである。そもそも各市町村の職員である県費負担教職員の任命権が都道府県教育委員会に委ねられているのは、教職員人事の広域的調整・人事交流の円滑化、給与負担者である都道府県の財政的立場を考慮したことによるもので、県教育委員会が県費負担教職員に対して職務命令を発したり監督したりするものではない（木田宏『第二次新訂・逐条解説地方教育行政の組織及び運営に関する法律』第一法規1993年、276頁。文部省地方課法令研究会『第3次全訂・新学校管理読本』第一法規1997年、15-18頁）。さらに、都道府県教育委員会は地方教育行政法において「市町村教育委員会の内申をまって」とされていることの重みを銘記し、市町村教育委員会の学校管理方針の実現を支援すべくその権限行使することが求められる。

愛知県教育委員会は犬山市教育委員会の外部校長任用の申し出を受け入れなかったが、県教育委員会が県費負担教職員の任命権を有する以上、形式的にはこのことに違法性はない。しかし、愛知県教育委員会が示した決定理由は著しく合理性・妥当性を欠くものであると考えられ、その場合その決定自体の妥当性も問われることとなる。

4 県教委の拒否理由の問題点

愛知県教育委員会は2000年12月22日の12月定期会議で、教育長が示した「対応案」を了承した。そのなかで、「犬山市教委の申し入れは、受入れられないこと。」として理由を付記するとともに、「学校外の人材を登用する基本的な考え方」として外部校長任用が有りうる可能性がある場合を例示的に示した。しかし、その文書は相互に矛盾する箇所を含むとともに、中教審答申や教育改革国民会議報告に対する誤解を露呈するものとなっている。ここでは、その問題点を要約的に指摘し、拒否理由として説得力と正当性を欠くものである

ことを示す。

1) 「学校経営という視点での登用とは言いがたい」

「学びの学校づくり」を目的とし授業改善とそれを可能とする学校経営組織の改善を内容とする施策が「学校経営」ではないとすれば、一体何をもって「学校経営」と言うのか。中教審答申（1998年）は「校長・教頭の任用資格の見直し」として、「校長、教頭としてふさわしい資質と意欲をもった若手教職員や学校外の人材を積極的に任用するため、年功序列にとらわれない新たな評価方法や任用方法を研究開発し、人事の在り方を見直すこと。」「校長が自らの教育理念に基づいて、特色ある教育活動を推進できるようにするため、校長の在職期間の長期化を図るなど人事異動の在り方を見直すこと。」を提言している。

愛知県教育委員会が「学校経営」を強調するのは、「校長、教頭の学校運営に関する資質能力を養成する観点から、例えば、企業経営や組織体における経営者に求められる専門知識や教養を身に付けるとともに、学校事務を含め総合的なマネジメント能力を高めることができるよう、研修の内容・方法を見直すこと。」の意味を誤読したためであろうか。

2) 「新機軸」

愛知県教育委員会は「学校外の人材を登用する基本的な考え方」として、「学校外からの登用もあり得る」場合を「新機軸のもとに学校が運営されることが企図され」るときに限定している。これは、将来にわたって、通常の小中高等学校の校長に外部の人材を登用する可能性を否定するものである。しかし、中教審が外部人材登用を提言し、文部省が関係法令の改正を行ったのは、通常の学校の改革改善が課題とされていることに政策的・行政的に答えようとしたものである。改革改善は新しいものを作ることではなく、今あるものをどうするかが重要なことがある。

3) 「コミュニティ・スクール」

さらに、愛知県教育委員会が「新機軸」をどのようなものとして捉えているかが問題となるが、「新しいタイプの学校」と「特異な課題を抱える学校」が例示されているので、これについて逐次検討する。

「新しいタイプの学校」の例として第一に教育改革国民会議が提言した「コミュニティー・スクール」があげ、これが設置された場合に「地域の事情に明るく、社会教育実践の経験が豊かな人材を求める」としている。しかし、教育改革国民会議が提言したコミュニティー・スクールは「起業家精神を持った人を学校教育に引き込むことにより、日本の教育界を活性化する」目的をもつものとして構想されている。愛知県教育委員会が言うような「社会教育実践の経験が豊かな人材」とは必ずしも結びつかないもので、同様の制度が実施されている海外の例を見ても、校長には学校教育に関する深い理解と実践能力が求められるはずである。

なお、教育改革国民会議は「コミュニティー・スクール」について次のとおり提言している。「地域独自のニーズに基づき、地域が運営に参画する新しいタイプの公立学校（“コミュニティ・スクール”）を市町村が設置することの可能性を検討する。これは、市町村が校長を募集するとともに、有志による提案を市町村が審査して学校を設置するものである。校長はマネジメント・チームを任命し、教員採用権を持って学校経営を行う。学校経営とその成果のチェックは市町村が学校ごとに設置する地域学校協議会が定期的に行う。」

4) 「不登校児童生徒」

愛知県教育委員会が「新しいタイプの学校」の例として2つめにあげているのは、「市町村の枠組みを越えて不登校児童生徒を受入れ、早急な原籍校復帰を目指す学校」である。当面このような学校を設置する計画はないとのことであるが、児童自立支援施設の対象児童が拡大され、家庭環境が不登校の原因となっていること

が明らかである場合には児童自立支援施設において不登校児童生徒の自立支援を行うことになったこととの関連をどのように考えているのであろうか。家庭環境に原因がない場合に、遠距離通学やそのことによりもたらされる家庭や地域との関係性の希薄化をどのように考えているのであろうか。計画も予定もないものについてこれ以上論じるのは生産的ではないが、そもそも予定も構想すらない画餅をかけて外部校長登用の拒否理由とするのはいかがなものであろうか。

7) 「特異な課題をかかえる学校」

最後に「特異な課題をかかえる学校」として「海外帰国児童生徒や外国人児童生徒が多数在籍」する学校をあげ、「海外生活が豊富で、国際理解・国際感覚が豊かな人材」を校長として求めるとしている。そのような学校が固有の課題を抱えていることは容易に想像できるが、そのような場合に愛知県教育委員会があげよう人材が必要であるかいないかは議論の余地があるところであり、事例としてふさわしいとは考えられない。さらに、愛知県教育委員会は冒頭で校長は「広範で多様な職務」を担う必要があることから「学習指導法・教育課程論に優れた力を有する研究者」ではこれを担当できないと述べたこととの整合性が問題となる。「国際理解・国際感覚が豊かな人材」なら校長にふさわしく、「学習指導法・教育課程論に優れた力を有する研究者」はふさわしくないということになるのだろうか。

犬山市教育委員会は真摯な改革努力がこのようない由づけで障害に直面せざるをえないことをきわめに遺憾に思うが、今後引き続き「学びの学校づくり」を目指して努力する。

資料 6

検討試案 学びの学校づくりを目指す犬山プラン

犬山の3つの目標

1 教室の改革

- ◎ 自ら考える力を養う「学び」の実現
- ◎ 「総合的な学習」の工夫
- ◎ ティームティーチング・小人数授業の導入

2 学校の改革

- ◎ 子ども・教師・保護者・地域が学び合う場としての「学びの共同体」の実現

3 新しい学校経営

- ◎ 授業を中心とした学校経営を進めるための校務分掌の見直し、学校運営の効率化、地域住民の学校運営への参加

平成13年度

犬山市教育委員会

はじめに

○教室は子どもの知的能力の発達とともに、心と身体を健全に育てることを目的とするものであり、社会全体がそれを支えている。そのなかにあって、学校の主たる目的は、子どもの知的能力の発達を保障することにある。また、すべての子どもに知的教育を保障できる場は学校以外にない。つまり、学校の最も重要な役割は、授業を通じて子どもに「学び」を保障することによって果たされる。

○平成14年度から実施される新学習指導要領は、学習内容や授業時間数が大幅に削減されるごとなどから、深刻な学力低下を招くのではないかと懸念されている。そこで、犬山市教育委員会は子どもに基盤的・基本的学力を保障するとともに、そ

れを応用して自ら考える力を保障するために、「学びの学校づくり」を当面の最重要課題と位置づけ、このプランを策定した。このプランの推進は学校・保護者・地域・教育委員会か一体となって取り組むことによって可能となる。

○平成14年度から完全学校週5制の実施にむけて、中学校における土・日曜日の部活動を地域の指導者の協力を得て実施できるよう条件整備に努める。

○学校の主要な役割が知的教育にあることは前述のとおりであるが、学校は同時に、子どもの成長・発達を支えるために、広範な領域にわたって多種多様な教育活動を展開していることは言うまでもない。「学びの学校」づくりを目指す本プランは、小人教学習などの導入を通じてこの4月から実施に移されることになるが、ここで取り上げられなかった事柄についても、各学校・地域などで議論を起こし教育委員会にご意見を寄せてくださるよう期待している。「生きる力」を培う「学び」をめざすこのプランをより充実したものにするために、学校・保護者・地域の皆さんや児童生徒の皆さん、ご提案・ご意見をお寄せくださることを切望する。

I 犬山の3つの目標

1 教室の改革を推進する。

- ・自ら考える力を負う「学び」の実現
- ・「総合的な学習」の工夫
- ・ティームティーチングや小人数授業の導入

2 学校の改革を推進する。

- ・子ども・教師・保護者・地域住民が学び合う場としての「学びの共同体」の実現

3 新しい学校経営を推進する。

- ・桜業を中心とした学校経営を進めるための校務分掌の見直し
- ・学校運営の効率化

- ・地域住民の学校運営への参加

II 具体的な施策

1 教育改革～自ら考える力を育む「学び」～

教室改革とは、知識を教え込みがちであった「勉強」から、自ら考える力を養う「学び」への授業改革を中核とする。

「学び」を実現するには、子どもの個性・発達段階に応じて、教育課程を工夫し、指導方法を改善する必要がある。とりわけ、総合的な学習を工夫する。さらに、ティームティーチングや小人数授業の導入による利点を生かした授業改善を進めること。

(1) 教科と「総合的な学習」

ア 「基礎・基本」の定着を図る

教科教育は、各教科の知識・技能の系統的な学習を通じて、人類の文化的な遺産を受け伝える営みであり、子どもが社会の一員として自立して生活を営めるように基礎的・基本的な知的能力を育てる営みである。しかし、教科の系統性を重視するあまり、受験準備の要請の中で、教科教育はややもすると無味乾燥な学習に陥りがちであった。しかし、子どもたちが事物や事象の自信にとつての意味を読み解き、新しい知の世界を切り開いて行く力を育てることこそが、教科教育の本来の課題である。そのためには、各教科の教育において「基礎・基本」を徹底的に指導することが重要である。どの子も「わかりたい」「できるようになりたい」と思っていることを銘記し、その学習要求の充足に徹すべきである。

イ 応用力を育成する

「総合的な学習」の時間は、主として教科教育を通じて育成する「基礎・基本」を総合的に応用して、事物や事象の意味を読み解き、それらが自分自身にとってどのような意味を有するか、自分はそれにどのようにかかわっていくかについて、

子どもたちが自ら考える力を養う場である。

「総合的な学習」は、観察・調査・実験・議論等の体験を通じて、互いに多様な発想・発見を提供しあい、個の学習を保障すると共に、それらを仲間同士で共有することにより、その効果が高まる。

ウ 「学び」を「生きる力」へ

自らの生に喜びを感じられない者に他者を大切にする心を育てることは難しい。いま子どもたちは日々生きることに十分な喜びを感じているだろうか。子どもたちの様々な生活場面がそれぞれより充実したものになるよう努力するとともに、子どもたちが「学び」を通じて生の喜びを感じられるようにし、自らの生を切り開く力と展望を獲得できるようにすることは、我々おとなが総掛かりで取り組むべき課題である。

(2) 「学び」の学級づくりのための指導方法の改善

教育課程の編成は、校長の裁量である。したがって、小人数授業、ティームティーチングの導入にあたっては、学校の実情に応じて校長が決定する。

指導対象とする教科は、学力差の生じやすい国語、英語、算数（数学）、理科を原則とする。

平成13年度は、別紙「(資料1) 平成13年度小人数授業実計画及び「(資料2) 平成13年度ティームティーチング授業実施計画」により実施し、今後改善充実を図る。

ア ティームティーチングの導入

ティームティーチング方式（TT）の導入は、非常勤講師を補助指導員として加え、学級担任あるいは教科担任と共に指導する協力指導である。

各学校は、教科の特性、児童生徒の実感、学校の実情を十分踏まえた「ティームティーチング年間計画」を作成し、学校経営に位置づけて、教職員の共通理解を図ると共に、「小人数授業と同様に家庭や地域への啓発に努める。

① TTの目的に応じた集団編成（課題別・

方法別等）をする。

- ② 時間割を工夫して、事前の打合せや準備ができるようにする。
- ③ 研究課題を設定して、研究的にTTを進め、評価をしていく。

イ 小人数授業の導入

小人数授業は、現在の40人学級を20人程度に再編成して、新たに配置された非常勤講師により、指導をする。

各学校は、教科の特性、児童生徒の実態、学校の実情を十分踏まえた「小人数授業年間計画」を作成し、学校経営に位置づけて、教職員の共通理解を図る。

- ① 学習集団の編成…原則として、男女均等、能力均等とし、人間関係を考慮する。
- ② 時間割の編成…教師間の打合せの時間を確保する。
- ③ 指導方法の工夫…集団編成や個別指導の工夫をする。
- ④ 教材の工夫…小人数指導に適した教材を開発・検討する。
- ⑤ 評価の工夫…評価方法の共通理解を図る。
- ⑥ 研究課題の設定…各学校において小人数授業を研究的に取り組む。
- ⑦ 保護者…地域住民の理解・協力を得る。

2 学校改革～「学びの共同体」～

学校は、子ども、教師、保護者・地域が互いに学び合う場である。子どもたちが学び合う場所であると同時に、教師自身も授業の創造を通して学び合うとともに、地域住民も学校教育に参加して学び合う「学びの共同体」である。

(1) 教師たちが学び合う場

学校は、教師たちが互いに専門家として高め合うために、校内研修として定期的に互いの授業を公開したり、批評をし合うことにより、指導力め向上を図る。

ア 校内研修の充実

① 校内の現職教育（全体研修会）

学校の年間研究テーマに沿って、定期的に研修会を開催し、教師としての資質を高め合う。

注 [学校訪問及び・研究指定（委嘱） 校の改善]

学校訪問と研究指定校制度は、どちらも教職員にとって実際の授業を公開しながら研修する機会である。今後は、研修の質を一層高めるために、参会者全員が同じ土俵に乗り共同で研究する本来の「学び合いの場」とするために、次の点について改善する。

① 公開授業は、日常的な授業を公開する。

② 印刷物を簡素化する。

- ・要項等の印刷物を極力削減する。

③ 資料等では、「自主性」等の不正確な用語の使用を避け、誰にも分かる平易な言葉で表現する。

② 学年・教科研修会

学年・教科に応じて、関係者で独自に研修会を開き、指導者としての力量を高め合う。

イ 研修への支援

市教育委員会に指導主事及び指導主幹を配置し、支援体制を築く。

(2) 親や市民が参加して学び合う場

学校は、子どもの学びを支度するために、親や市民が参加して学び合う場である。

ア 子どもの教育活動に参加して学び合う

保養書・住民が教育活動に参加することは、親と住民が学校と共同して子どもを育てることである。親や地域住民が学校の教育活動に参加することは、次のねらいをもつ。

- ・親と教師の連帯を生むための連携作業の場とし、我が子中心の保護者の意識を我が子を含めた学校改善に向けていく。

- ・授業の活性化を図り、質の高い体験的学習や探求活動を子どもにさせるために、学校の教育活動や部活動の指導に参加してもらい、子どもだけでなく、保護者や地域住民にも学ぶ機会とする。

イ 学校施設・設備を活用して学び合う

地域住民が学校施設（学校図書館やスポーツ施設）を活用できるように改善して、施設を地域に開放する。

3 学校経営～学びの視点からの見直し～

学びの視点から学校を見直すとは、学校経営の中軸に授業を置くことである。そのために、「校務分掌の簡素化」「学校運営の効率化」「地域住民の参加」を進める。

(1) 学びの視点より校務分掌の簡素化を図る

校務分掌全体を「学び」の視点から、単純化して教職員の専門性・自律性が発揮できる時間の確保を図り、「授業づくり」「カリキュラムづくり」に専念できる体制をつくるために、校務分掌全体を簡素化し、現在ある各種の組織の見直しをする。

(2) 学校運営の効率化を図る

会議・委員會を削減したり、各種行事の準備を簡素化したりして、学校運営の効率化を進める。

(3) 中学校部活動の社会人を活用することにより、部活動の充実を図る。

中学校の部活動の指導に社会人講師を活用して、生徒のニーズへの対応と指導の質的な向上を図ると共に、日々の教師の授業研究にかける時間を増し、充実した授業の実現を目指す。

犬山市教育委員会による外部校長任用の試み

(4) 地域住民の学校運営への参加を図る（学校評議員制の実施）

地域ぐるみの教育を進めるために、地域の有識者、保護者、子供会の指導者、学校関係者で構成する組織（学校評議員）を設置し、子どもたちの成長と共に考える支援体制を築く。

注 シンポジウム「教育のまち」の開催

「学びの共同体」としての学校は、教職員、保護者、教育委員会の三者が一体となった協力と連帯によって実現する。そのために、三者が地域住民も交えて話し合う場がシンポジウムである。

(資料1)

平成13年度 チームティーチング実施計画

1 趣旨

チームティーチングは、正規の担任とチームを組んで指導することであり、そのねらいは、学習の遅れている児童・生徒の指導及び、個の特性に応じた指導の充実を図ることにある。あわせて、これまでの一斎画一の指導を脱却し、多様な学習活動や学習形態の実現により、教師の指導観の転換を図る。

2 内容と方法

(1) チームティーチング指導助手として、教具を14名採用し、市内の希望する小中学校に配置する。

(2) 配当された指導助手は、教科・学年・指導

各学校におけるチームティーチングの計画（小学校9校 中学校4校 計13校）

学校名	学年	児童生徒数	学級数	指導対象とする教科（ ）は、週当たり時間数	指導時間数（週）	指導助手の配当数	備考
犬山北小	1	98	3	算数・生活(4)×3	12	24	1
	2	115	3	算数・生活(4)×3	12		
犬南小	4	81	3	算数(5)×3	15	20	1
	5	29	1	算数（外国人児童支援）(5)×1	5		
	5	87	3	理科(3)×3	9	21	2
	6	90	3	理科(3)×3	9		
	3	29	1	体育（特殊交流学級支援）(3)×1	3		
城東小	1	74	2	国語(3)算数(3)×2	12	24	1
	2	76	2	国語(3)算数(3)×2	12		
今井小	4～6	24	3	算数(5)×3	15	24	1
	1～6	39	3	体育(3)×3	9		
羽黒小	1	87	3	算数(5)×3	15	21	1
	3	93	3	算数(2)×3	6		
楽田小	5	111	3	算数(3)×3・理科(1)×3	12	24	1
	6	96	3	算数(1)×3・理科(2)×3 総合(3)×1	12		
池野小	1～6	70	6	国語(2)×6	12	24	1
				算数(2)×6	12		
東小	5	99	3	算数(4)×3	12	24	1
	6	97	3	算数(4)×3	12		
犬山西小	1	84	3	算数(1)生活(1)×3	6	24	1
	2	87	3	算数(1)生活(1)×3	6		
	3	75	2	理科(3)×2	6		
	4	80	2	理科(3)×2	6		
犬山中	1～3	721	19	理科(1)×19	19		1
城東中	2	129	4	数学(2)×4	8	24	1
	3	156	4	数学(4)×4	16		
南部中	1	147	4	数学(3)×4	12	22	1
	3	165	5	数学(2)×5	10		
東部中	1～3	382	11	保健体育(2)×11	22		1

時間数等についての学校の計画に従い、担任との連携を図りながら指導の補助をする。

(資料2) 平成13年度小人数授業実施計画

1 趣 旨

学校における学級の機能は、知的・技能的な学習の場である「学習集団」の機能と、人間関係や集団の規律を学ぶ「生活集団」の両面の機能を持つ。「学習集団」は、学習そのものが個別的な性格が強いことから、児童生徒の人数は少ない方が指導効果か上がりやすい。そこで、学力差の生じやすい教科についてのみ学級を解体して小人数学級を編成して指導をし、確実な

学力の定着と主体的な「学び」の実現を目指す。

2 内容と方法

- (1) 小人数学級の指導者として、非常勤講師を14名採用し、市内の希望する小中学校に配置する。
- (2) 2学級を解体して、3学級とすることなどにより、単位となる学級の人数を大幅に削減する。ここで、増加した学級に必要な指導書として、非常勤講師を充てる。
- (3) 配当された非常勤講師は、教科・学年・指導時間数等について学校の計画に従い、児童・生徒を指導する。

各学校における小人数授業の計画（小学校7校、中学校4校 計11校）

学校名	学年	児童生徒数	学級数	新編成学級数	新編成学級人数	指導対象教科	時間数(週)	非常勤講師配当数	備考
犬山北小	3	80	2	4	20	算数	10	25	1
	4	95	3	6	16	算数	15		
城東小	3	59	2	3	20	国・算・理	13	26	1
	4	67	2	3	23	国・算・理	13		
	5	63	2	3	21	国・算・理	13	26	2
	6	60	2	3	20	国・算・理	13		
栗栖小	1・2	7	複式1	単式2年	4	国・算・生	17	25	1
	3・4	12	複式1	単式4年	5	国	8		
	5・6	8	複式1	単式5年	3	算・理	8	22	1
羽黒小	2	93	3	4	24	算数	10	20	1
	4	79	2	4	20	算数	5		
	5	96	3	4	24	算数	5		
楽田小	3	98	3	6	16	算数	12	24	1
	4	89	3	6	15	算数	12		
東小	1	75	2	3	23	算数	8	23	1
	2	100	3	4	25	算数	15		
犬山西小	3	75	2	3	25	算数	5	20	1
	4	80	2	3	27	算数	5		
	5	91	3	4	23	算数	5		
	6	83	3	4	21	算数	5		
犬山中	1	240	6~7	12~14	20	英語	18~21	1	2
	2	229	6	12	19	数学	24		
城東中	2	129	4	8	15~20	英語	12	24	1
	3	156	4	8	20~25	英語	12		
南部中	2	172	5	10	17~18	数学	20	23	1
						選択(数学)	3		
東部中	2	146	4	8	18	数学	19		1